

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

401-2
12/6/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

2015年NPT再検討会議
第1回準備委員会
(ウィーン国際センター)

中東会議、2012年中のヘルシンキ開催を追求

北東アジアにも非核兵器地帯を 提起する環境は存在する

4月30日から5月11日にかけて、ウィーン国際センターにおいて、2015年NPT再検討会議第1回準備委員会が開催された。核軍縮・核不拡散をめざして2015年に向けた新たなサイクルがスタートした。2010年NPT再検討会議最終文書に含まれた、中東非核・非大量破壊兵器地帯に関する会議の開催などが焦点となった。地域から「核兵器のない世界」を創出する包括的なアプローチとして重要な非核兵器地帯という切り口から、会議をふりかえる。

中東会議の2012年中の開催をめざす

非核兵器地帯に関する議論の多くは、「クラスター(問題群)2・特定問題」として「中東を含む地域の問題」というセッションで5月8日に行われた。最大の焦点は、1995年のNPT再検討・延長会議において採択されながら、停滞が続いていた「中東決議」の履行をめざした2012年国際会議の開催をめぐる動向であった。5月8日の討論では、2011年10月14日に2012年会議のファシリテーターに任命されたフィンランドのヤッコ・ラーヤバ国務次官は、100回以上の協議を踏まえ、公式報告¹を行なった(2ページ・資料1に抜粋)。開催時期は確定していないが、同氏は、2012年内のフィンランド開催をめざす方針を示した。参加国については、現時点では明示されていない。大部分の中東の国は参加の意思を示しているが、いくつかの態度を明確にしている国がある。しかし、参加を拒否している国はないとラーヤバ氏は述べた。肝心の議題、運営形態、まとめの方法、継続のプロセスに向けたフォローアップ措置などについては未確定である。問題ごとの小委員会、ワーキンググループで構成するなどの案も出ている。

会議全体を総括した「議長概要」(資料2に抜粋)でも触れられているように、加盟国からは

ラーヤバ氏の努力への感謝と期待の言葉が送られた。日本政府は、8日の天野大使の演説²で、会議開催に全面的な支持を表明しつつ、「この地域における複雑な政治的現実により、そのような地帯がすぐに設立されるという幻想はない。(略)この地域の信頼醸成に寄与する実際的な措置を見いだすよう試みねばならない」と状況は厳しいとの認識を述べた。

1995年以来、全く前進がない背景には、中東の歴史的に根の深い複雑な政治的構図がある。事実上の核保有国であるイスラエルは、NPTにも加盟せず、あくまでも軍事的優位の維持を基

今号の内容

NPT準備委での「非核兵器地帯」

<資料>中東会議・コーディネーター報告等

NATO、「核同盟継続」を宣言

<資料>防衛・抑止態勢見直し(抜粋)

「普天間代替」方針は不変

—日米<2+2>協議

<資料>米上院委員長らの書簡

海外派遣報告—宮野史康

[連載]いま語る-45

岩佐 幹三さん(日本被団協代表委員)

本方針としており、会議にどのような形での参加が可能なのかは不明である。加えて核開発疑念の持たれているイラン、シリアの存在もある。このように、課題は山積しているものの、国際的な支持を受けて2012年開催が確認された意義は大きいであろう。

北東アジアをはじめ、他の地域でも非核兵器地帯を

同じ「クラスター2・特定問題」の「地域の問題」セッションで、マレーシアは、資料3のように、「南アジア、北東アジア、中央ヨーロッパでも非核兵器地帯を作るべきである」と述べた。各国演説で北東アジア等、中東以外での非核兵器地帯に触れた演説はこれが唯一であった。

一方、非同盟(NAM)グループは、「非核兵器地

帯」と題した作業文書³を提出した(資料4に抜粋)。NAMは、1999年の国連軍縮委員会(UNDC)の報告書⁴にそって、新たな非核兵器地帯を作ることと求め、特に、モンゴルが「一国非核地帯地位」を追求していることは、一国でも国際的な法的枠組みをめざすものとして重要であると述べた。また、国連安保理常任理事国である5核兵器国(P5)が、2011年、バンコク条約の消極的安全保証に関してASEAN諸国と合意したことを強調し、7月までに議定書に署名するよう求めている。

モンゴルは、5月7日のエンクサイハン大使の演説⁵で、NAMの作業文書支持を表明するとともに、国連で認められた非核地位を更に強化するべく、第1回準備委員会の会期中にP5との協議の場を持つことを報告した。

【資料】2015年NPT再検討会議第1回準備委員会における非核兵器地帯に関する資料(抜粋)

ウィーン国際センター

1. 中東会議ファシリテーター報告書(抜粋)

2012年5月8日、ヤッコ・ラーヤバ
(フィンランド国務次官)

ファシリテーターの任命及び2012年会議の召集

1~3 (略)

4. ファシリテーターの任務とは、この問題に関して地域国家との協議を実施し、2012年会議の召集に向けた準備を行うことによって1995年決議の履行を支援することにある。また、ファシリテーターは、2012年会議の参加国で合意されるフォローアップ措置の履行においても支援を提供する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行うものとする。

5,6 (略)

ファシリテーターによる協議

7. ファシリテーターは、地域の全国家、会議の召集者、核兵器国、関連する国際機関、市民社会、その他の関心ある人々を含むあらゆる関係者ととともに、地域国家の首都をはじめ、ニューヨーク、ジュネーブ、ハーグ、ウィーン、ヘルシンキなどで100回を超える協議を行ってきた。これらの協議の焦点は地域国家であった。

8~10 (略)

11. 協議は、核、化学、生物兵器ならびにそれらの運搬手段のない地帯の設

立に関する実質問題を幅広くカバーしてきた。話題は、とりわけ、地帯の範囲や限界、検証や遵守の問題、平和利用、安全及び保安、信頼醸成措置や関連する条約の枠組みなどに関する問題に及んだ。議論のなかでは、地域の安全保障環境全般や中東の近年の動向も話題に上った。

12 (略)

13. 特筆すべきは、地域の全国家が地帯設立という目標を共有していることである。しかし一方で、この目標を達成するための方法や時間枠の問題をめぐる、各国の見解には相違が存在する。プロセスそのものの性質に関して、どこを強調するかが異なっている。いくつかの国は、地域の参加国による交渉や具体的措置を通して計画的な地帯設立を目指したいと考えている。また、より広範な問題に関する期限を限定しない自由な対話の必要性や、先に政治的環境を整える必要性を強調したいと考える国もあった。

14,15 (略)

16. 地域の全国家の参加が、会議成功の前提条件であるとの認識が広くもたれている。多くの国がファシリテーターに会議参加の意向を告げているものの、いくつかの国家は现阶段では態度を保留している。参加を拒否した地域国家は存在しない。

2012年会議に向けた準備

17 (略)

18. 開催時期及び場所について、受入国であるフィンランドは、2012年のいずれの時期であってもヘルシンキにおいて開催する用意ができている

と発表した。12月の可能性が協議中にしばしば言及されているので、それに従ってロジ計画が進行中である。

19. 重要な進展がみられた反面、会議の議題、様式、運営規則の確定のためにはさらに協議を強化する必要がある。すべての関係者の参加を確保すべく、議題については全員の支持を得られるものでなければならないことが協議の中で強調されてきた。会議は、本会議に加え、もし地域国家が望むならば、合意される議題に沿ったいくつかの小委員会あるいは作業グループで構成されることが提案されている。

20. 2010年NPT再検討会議の最終文書においては、1995年決議の履行を支援するための追加的措置に関する合意がなされている。その中には、IAEA、化学兵器禁止機構(OPCW)及びその他の関連国際機関に対し、過去の業務や得られた経験に基づき、核・大量破壊兵器ならびにその運搬手段のない地帯の様式に関して、2012年会議に向けた背景文書を準備するよう要請することが含まれる。ファシリテーターは、IAEA、OPCW、生物兵器条約履行支援ユニット、包括的核実験禁止条約機構準備委員会に当該文書の作成を要請した。文書は2012年9月末を期限としている。

21. 2010年NPT再検討会議の最終文書は、1995年決議の履行に貢献する上で市民社会の担う重要な役割を認識し、これに関するすべての努力を奨励した。(後略)

22. 実際の措置の一環として、2010年NPT再検討会議はまた、1995年決

日韓両政府は、自らの地域の非核化をこそ真剣に考えよ

日韓両政府は、中東会議に関しては、国際的な流れに同調し、積極的に推進すべきことを強調した。しかし一方では、北東アジアの情勢に関して、北朝鮮の衛星発射や核開発への非難をくりかえすのみであった⁶。

4月5日の参議員予算委員会で、浜田昌良(公明党)議員からの質問に答え、野田佳彦首相は、非核兵器地帯は、北東アジアでは「現実的環境はいまだ整っていない」と述べ、北朝鮮の核放棄の実現が優先されるとの認識を示した⁷。ウーンにおける日本政府の姿勢は、これと軌を一にするものであった。しかし、天野大使が、前記のように中東の厳しい政治的環境を認識しつつ、非核地帯をめざそうと述べたことは重要である。その姿勢を、そのまま北東アジアでも追求する

一貫性が求められる。日本政府は、非同盟グループの作業文書が指摘するように、UNDC報告書の「原則と指針」に照らして北東アジアにおける非核兵器地帯のあり方を構想すべきであろう。

(湯浅一郎) 

注

- 1 www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statements/8May_Laajava.pdf
- 2 www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/npt/pdfs/state_npt_120508_1.pdf
- 3 www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/documents/WP28.pdf
- 4 本誌第361号(2010年10月1日)。
- 5 www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statements/7May_Mongolia.pdf
- 6 www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statements/8May_Japan.pdf
- 7 本誌第399-400号(2012年5月15日)。

議の履行を支援するための他の全ての検討を支持した。その中には欧州連合(EU)が後継セミナーを主催するという申し出があった。そのセミナーは、国家及び市民社会の広範な参加を得て2008年6月に、継いで2011年7月に実施したものである。これに関しEUが提示するさまざまな可能性が検討されている。

23,24 (略)

次なるステップ

25. 今回の第一回報告に続いて、ファシリテーターは地域国家との協議を継続してゆく所存であり、会議の運営面ならびに実質的な内容面での諸事項、会議の議題、様式、成果、後続措置などについて、彼らからより具体的な提案が得られることを期待する。これに向けた重要な準備作業がすでに各国政府において進められている。地域の全国家による会議参加を確保し、会議成功の見通しを最大限にするためには、これらの問題についての前進及び見解の収斂が得られなければならない

26~28 (略)

資料2:議長概要における中東決議

(NPT/CONF.2015/PC. I /WP.53)

2012年5月11日、ピーター・ウールコット大使(オーストラリア)

項目69~71 (略)

項目72. 多くの加盟国が、議題、運営形態、まとめの方法、継続的プロセスに向けたフォローアップ措置等の未決定事項についての明確化を求めた。いくつかの加盟国は、会議の準備過程において包括性の重要性を強調した。加盟国は、会議開催に向けた地域

国家との協議における国連事務総長及び1995年決議の共同提案国の責任をあらためて想起した。いくつかの加盟国からは、会議の成功をもたらす政治環境を整備する責任は地域国家にあるとの見方が示された。加盟国は、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けた前向きな一歩としてこの会議が開かれることに期待を表明した。

資料3:マレーシア討論演説

2012年5月8日、
クラスター2・特定問題

1~5 (略)

6. マレーシアは、関係する地域国家間の自由な合意に基づいた、すべての非核兵器地帯の設立を目指した努力を歓迎する。この点においてマレーシアは、特に中東、南アジア、北東アジアおよび中央ヨーロッパのような、それらが存在しない地域に新たな非核兵器地帯を設立する目的で条約を締結するよう各国に呼びかける。我々は、そのような手段が、世界における大量破壊兵器の一般的小および完全な軍縮への道を切り開きつつ、核兵器の使用を規制すると信じる。

資料4:非同盟グループによる作業文書「非核兵器地帯」

(NPT/CONF.2015/PC. I /WP.28)

2012年4月24日

1~6 (略)

7. 非同盟グループは、軍縮に関する国連総会第10回特別会期の最終文書(A/S-10/4参照)、及び1999年の独立セッションで国連軍縮委員会

(UNDC)によって採択された原則及び指針の規定に従って、いまだそのような地帯が存在しない地域において、新たな非核兵器地帯を設立する目的で条約を締結するよう各国に求める。この文脈において、グループは、モンゴルの非核兵器地帯地位の一層の制度化が、地域の拡散防止強化に向けた重要なステップになると考える。

8. グループは、バンコク条約の議定書に関する東南アジア諸国連合と核兵器国の協議の妥結を歓迎し、できる限り早期に議定書の署名国になるよう核兵器国に要請する。グループは、2012年7月に、5核兵器国が議定書に署名することを期待する。

9,10 (略)

資料5:モンゴル討論演説

2012年5月7日、エンクサイハン大使

非核保有国として、モンゴルは、非核兵器地帯の設立と強化に関する問題を大いに重視する。この点について、モンゴルは、非同盟国家グループによって提出された作業文書28を支持する。モンゴルは、非核兵器地帯の設立が、核拡散防止と核兵器撤廃の目標に寄与すると信じる。他方でNPT上の核兵器国は、その核兵器を廃棄する義務がある。双方をともに履行することがNPTの目的であり、それにより、核兵器なき世界という高い目標が達成されるのである。(後略)

※各文書の原典は以下:

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/

(訳:1,2は長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、3~5はピースデポ)

核兵器は中核的要素と再確認

欧州戦術核の削減、「委員会で検討」にとどまる

「核同盟」としてのNATOを確認

12年5月20～21日、シカゴ(米国)でNATOサミットが開催され、「防衛・抑止態勢見直し」(DDPR)が発表された(資料に抜粋)。10年11月にリスボン(ポルトガル)で開催された前回サミットにおいて、NATOは新しい「戦略概念」(新「戦略概念」)を策定するとともに、それに適合するようにNATOの防衛・抑止態勢に関する見直し作業を行うことに合意した。今回発表されたDDPRは、その見直し作業の結果である。

新「戦略概念」は、米オバマ政権の二つの政策文書である「4年毎の国防見直し」(QDR、10年2月)と「核態勢見直し」(NPR、10年4月)が示した方針と軌を一にしている。当然、今回のDDPRもその線上にあり、「核兵器はNATOの抑止・防衛能力全体の中核的要素」(第8節)とし、「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」との基本的立場を確認した(第9節)。

戦術核削減と消極的安全保証

米国は、NATOの「核分担(ニュークリア・シェアリング)政策」に基づいて、現在5か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)に推定150～200発の戦術核兵器を配備している。新「戦略概念」は核分担政策を当面維持する方針を示したが、DDPRの策定過程で、戦術核撤去を求め、具体化を目指す議論が相次いだ。例えば11年4月のNATO外相会合で、ポーランド、ノルウェー、ドイツ、オランダのNATO大使が提出した「ノン・ペーパー」は、米ロが戦術核に関する情報の相互交換を提案した¹。また、ドイツ議会では11年9月、社会民主党の議員団が核軍縮・不拡散に関する独政府の政策を問う100項目を超える質問を提出した。独政府は12年2月29日の回答で、米戦術核撤去へ向けてDDPR策定過程の議論に関与し、後述の消極的安全保証(NSA)²を盛り込むことを目指すなどの姿勢を示した³。

こうした動きも受けて策定されたDDPRは、ロシアの戦術核削減を考慮しつつ、米ロの相互主義的措置を通じて米戦術核の削減を可能にする方法を検討するよう複数の委員会に付託するとした(第26、27節)。これは半歩前進と言えるが、そこで削減を可能にする具体策が示されるかどうかは分からない。ロシアは米国との関係で通

常戦力の劣勢を補うために戦術核に依存しているという側面があり、相互主義に固執すると戦術核削減は入り口で足踏みすることが懸念される。まして米NPRのように核削減の代替に通常戦力やミサイル防衛を強化する方針を採れば、困難は一層大きなものとなる。DDPRは、「核戦力、通常戦力及びミサイル防衛能力の適切な混合戦力を維持する」(第32節)としている。

DDPRは、NATO核兵器国(米、英)がすでに各国の方針において条件付きで提供している核不拡散条約(NPT)締約国に対するNSAが、これらの国がNATOに提供している戦術核兵器が使用される場合にも適用されるという考え方を表明した(第10節)。しかし、表現は微妙に本質を隠すように作られている。NATO配備の核兵器は誰が使用するのか？ 核分担政策の下ではドイツ、イタリア、ベルギー、オランダという非核兵器国が核任務を共有している。つまりこれらの諸国も事実上核兵器を使用する側であり、NSAを提供する側に立つ。しかし、国際社会全体としては、NPTを順守している非核兵器国には無条件でNSAを提供すべきであるという目標で議論している。NATOの核分担がもたらしているこの矛盾は、核分担政策がNPT体制と相いれないものであることを浮き彫りにしている。

欧州MD「暫定的能力」の達成を宣言

NATOの欧州ミサイル防衛(MD)計画は、オバマ政権が09年9月に打ち出したMD構想である「欧州段階的適応性アプローチ」(EPAA)を軸に進められている⁴。11年中の進展を受けてNATOは今回のサミットで、欧州MDが「暫定的能力」を獲得したと宣言した。

だがMD計画の進展はロシアとの対立を先鋭化させている。ロシアは米国が主導するMD配備が自国の戦略核戦力の有効性を損なわせるとの疑念を強め、そうでないことへの「法的拘束力のある保証」を要求しているが、米国はそれを拒否している。DDPRは欧州MDがロシアへの対抗を意図したものではないとし、ロシアとのMD協力を追求するという従来の立場を繰り返した。

一方、ロシアはNATOサミットに先立つ5月3、4日にMDに関する国際会議を開催し、NATOとロシアそれぞれが責任範囲を完全に分担する

MD構想を地図付きで提示した⁵。ロシア全土に加え、バルト海沿岸諸国、ポーランドの一部、ノルウェーの大部分などがロシアの責任範囲に含まれ、米国のMD施設・部隊は配備されない領域とされている。

双方の主張の隔たりは大きく、欧州MD計画にロシアを巻き込むことで対立を解消しようとする米国やNATOの方針は行き詰まっている。

(吉田遼、梅林宏道)㉓

注

- 1 本誌第378号(11年6月15日)。
- 2 NSAとは、核兵器国が非核兵器国に対して核兵器による威嚇も攻撃もしないという保証。
- 3 オリヴァー・マイヤー、米軍備管理協会(ACA)ブログ「アームズ・コントロール・ナウ」、12年3月14日。
- 4 EPAAの詳細については、本誌第338号(09年10月15日)。
- 5 パヴェル・ポドヴィックのブログ「ロシアの戦略核戦力」、12年5月6日。

【資料】NATO「抑止・防衛態勢見直し」

(抜粋)

シカゴ首脳会議で採択
12年5月20日

I. 導入/文脈(略)

II. 核戦力の貢献

8. 核兵器は、通常戦力やミサイル防衛戦力とならんで、NATOの抑止・防衛能力全体の中核的要素である。(略)

9. 核兵器の使用が考慮されねばならないような状況は極めて考えにくい。核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける。とりわけ米国の戦略核戦力は同盟の安全保障に対し至高の保証を提供している。英国及びフランスの自立的核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持ちつつ、同盟全体としての抑止と安全保障に貢献している。

10. 同盟は、米国、英国及びフランスによって提供される、自立的かつ一方的な消極的安全保証の重要性を認識する。これらは、国連憲章第51条に定められた固有の自衛権を含め、これら国々が独自に付した諸条件を毀損することなしに、核不拡散条約の締約国であり核不拡散義務を遵守している国に対して核兵器の使用またはその威嚇が行われないことを保証するものである。同盟はさらに、これら宣言が核拡散の防止において持ちうる価値を認識する。同盟は、核兵器をNATOに割り当てている国々が、各国ベースで提供している安全の保証を、付帯条件を含めてそれら割り当てた核兵器にも適用することに留意する。

11. 関係同盟国¹は、NATOに割り当てられた非戦略核兵器の更なる削減のための環境の創出を追求し、選択肢を検討しつつ、NATOが核同盟である限り、NATOの核抑止力の全ての構成要素が安全、安心かつ効果的であり続けることを保証するであろう。(略)

12. 核兵器が存在する限り核同盟であり続けるとの誓約に従い、同盟諸国は、北大西洋評議会(NAC)が、核分担(ニュークリア・シェアリング)取極めにおける関係同盟国¹の最大限の参加を保障するための措置に関する概念を構築する任務を、適切な複数の委員

会に付与することに同意する。同概念には、NATOが欧州配備の非戦略核兵器への依存を低減することを決定する場合が含まれる。

III. 通常戦力の貢献(略)

IV. ミサイル防衛の貢献

18 (略)

19. シカゴにおいて各国首脳は、NATOがミサイル防衛の暫定的能力を達成したことを明らかにした。米国は、欧州段階的適応アプローチをNATOミサイル防衛に提供する。首脳はまた、NATOミサイル防衛任務に貢献するための各同盟国の決定を歓迎し、多国間協調を通じたものを含めて、関連する能力を提供するためになされる同盟諸国による可能な自発的追加貢献の要請を奨励する。同盟は、即応多層戦域弾道ミサイル防衛の指揮・管制ネットワークの中核的能力を基礎に、真に相互運用可能なNATOミサイル防衛能力を構築するという、同盟の最も差し迫った能力の必要性に関するリスボン諸決定においてなされた誓約の履行を継続する。

20. ミサイル防衛は、抑止における核兵器の役割を補完することができるが、代替することはできない。この能力は純粋に防衛的なものであり、欧州大西洋地域の外部からの脅威に対応するという観点から確立されつつある。(後略)

21. NATOミサイル防衛はロシアへの対抗を志向するものではなく、ロシアの戦略抑止力を弱体化する能力を持つものでもない。同盟は、互惠、最大限の透明性及び相互信頼の精神の下で、ミサイル防衛に関するロシアとの協力を積極的に追求するとともに、弾道ミサイルに関する第三国とのNATO関与政策に従い、ケースバイケースの原則での決定に基づき、他の関係国とも関与してゆく。

V. 軍備管理、軍縮及び不拡散における貢献 22~23 (略)

24. 同盟は、全ての国々にとってより安全な世界を追求し、国際的安定を促進するような方法で、全てにとって安

全保障が減じないとの原則に立って、核不拡散条約の目標に従い核兵器のない世界のための条件を創り出す決意である。

25. 同盟諸国は、NATOロシア理事会において、詳細な提案を開発するという目標をもって、ロシア連邦と透明性及び信頼構築に関する考えを発展させ交換し続けるとともに、NATO及びロシアの欧州における非戦略核戦力の態勢についての相互理解を促進するとの抱負を有している。

26. 冷戦の終結以来、NATOは欧州配備の核兵器の数、種類及び即応態勢並びにNATO戦略における核兵器への依存を劇的に減少・低減してきた。こうしたことを背景とし、より広範な安全保障環境を考慮して、NATOは、欧州大西洋地域に配備されたロシアのより大きな非戦略核兵器備蓄を考慮しつつ、ロシアとの相互主義的措置の文脈において、同盟への非戦略核兵器の割り当ての要求をさらに低減することを考慮する用意がある。

27. 同盟諸国は、大西洋協議会が、より広い安全保障環境という文脈に立ち、前進配備されたNATOに割り当てられた非戦略核兵器の大幅な削減を可能にするために、ロシアに期待される相互主義的行動のあり方を検討する任務を、適切な複数の委員会に付与することに同意する。

28. 加えて、同盟諸国は米国とロシア連邦が戦略的安定性の促進と透明性向上を通して両国の核兵器をさらに削減する相互主義的努力を継続することを支持し、奨励する。

29、30 (略)

VI. 結論—諸能力の「適切な混合」を維持する 31 (略)

32. NATOは戦略概念に規定された誓約を満たす抑止と防衛のために、核戦力、通常戦力及びミサイル防衛能力の適切な混合を維持することを誓約する。(後略)

(以下略)

原注：1. 核計画グループ(NPG)の全ての参加国。

(訳：ピースデポ)

「見直し」後も「辺野古に普天間代替施設」

米議会のチェックで流動化の可能性

海兵隊再編を軌道修正

4月27日、日米両政府は、ワシントンDCで開かれた日米安全保障協議会(2+2)¹において、在日米軍再編計画の見直しに関する共同発表²を行った。発表の要点は以下のとおりである(強調は筆者)。

前文

- 06年「ロードマップ」の計画を調整し、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及び嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、**普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離す。**
- 同盟の抑止力は、動的防衛力の発展や南西諸島防衛の強化など、**日本の取組によって強化される。**

1. グアム及び沖縄における部隊構成

- 米国は、海兵隊を沖縄、グアム、ハワイに配置し、**豪州にローテーション展開する。**
- **約9000人の海兵隊員**が沖縄から日本国外に移転、グアムにおける海兵隊は約5000人になる。
- グアム移転の総経費見積額は86億ドル。日本の負担は09年「グアム協定」³に規定された直接支出28億ドルを限度とする。

2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- 日本はODAの活用等の様々な措置をとる。
- 両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦で共同使用する訓練場整備協力を検討する。

3. 沖縄における土地返還

- 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で12年末までに作成する。

4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- **辺野古移設案がこれまでに特定された唯一の有効な解決策**であることを再確認する。
- 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために**必要となる補修事業について、日米が相互に貢献する。**

普天間については辺野古移設を追求する姿勢が改めて表明されたが、「これまでに特定された」という文言が挿入されたことが注目された。しかし、玄葉外相は、発表翌日の記者会見において「唯一有効な解決策が結局(略)辺野古であるということ」だとあらためて強調した。

前文にある「動的防衛力」は、10年末に閣議決定された新防衛大綱で示された概念である。要約すれば、中国や北朝鮮をはじめとする近隣諸国の「脅威」に対応するため、米軍とより一体化し、柔軟性をもち、多様に展開する能力を目指すものだ。ここには、沖縄海兵隊の縮小と日本の財政負担減額を自衛隊の「防衛分担」拡大によって埋めるという考え方が示されている。

米上院3議員の「異議」

当初、「共同発表」は、日米首脳会談(4月30日、ワシントン)を念頭に、4月25日に行われる予定であった。しかし、4月24日、草案を提示された米上院軍事委員会のカール・レビン委員長(民主)、ジョン・マケイン筆頭理事(共和)、ジム・ウェッブ委員(民主)の3議員は、「12会計年国防認可法」(公法112-81。11年12月31日発効)に盛り込まれた2つの「指示条項」に対して、国防総省がいまだ回答していない中で、日米政府が合意を文章化することに危惧を表明した。3議員がパネッタ国防長官に送った**書簡の全訳を7ページ**に示す。公開された範囲では同書簡が求めた修正箇所は不明である。3日後に修正・発表されたことから考えると、行政府は最小限の文言修正で対応を図ったものと思われる。

しかし、そこには文言修正以上の意味が込められていることを読み取るべきであろう。レビン氏らは書簡の中で「新たな基地建設を不要とする提案」が「熟慮」されるべきであると強調した。また、11年6月に発表された米上院軍事委員会の報告書⁴は、レビン氏らのイニシアティブで「普天間の機能の嘉手納への統合」を検討すべきであるとした。普天間辺野古移設は「これまでに特定された」唯一の解決策であるという「共同発表」の一節が、レビン氏らの要求を受けたものであることは想像に難くない。

この観点から、前記外相発言は、米議会と行政府の間の見解の相違に無自覚であるか、意図的に隠すものであると言わねばなるまい。

「書簡」が言うように12会計年国防認可法は、次の二つの事項を行政府に求めたが、対応は未だなされていない。①アジア太平洋地域における米軍の戦略態勢に関する独立した研究の実施と報告(同法346節)、②支出計画やマスター

プランが示されるまでの、在沖海兵隊グアム移転への支出凍結(同法2207節)。これを理由として、現在審議中の「13会計年(12年10月～13年9月)国防認可法」においても、上院歳出委員会と軍事委員会は前年同様、グアム移転関連費を全額削除している(下院は昨年同様、全額を承認)。

上記①の報告書について、国防総省はシンクタンク「戦略国際問題研究所(CSIS)」⁵に報告書の作成を委託したと発表した。同研究所は2つの通称「アーミテージ報告」において、日本の防衛力強化や集団的自衛権に関する憲法解釈の変更などを勧告してきた。今回の報告書でもこれと類似した路線の勧告がなされれば、「共同発表」が示唆した「沖縄海兵隊縮小を日本の防衛分担の拡大で補う」ための議論が本格化される可能性がある。

問われるグアム協定の正統性

共同発表では日本側の直接支出による費用負担は、「グアム協定」第1条の「28億ドル」に据え置かれている。しかし、同協定第9条が、「日本国の資金の提供は(略)米国政府による資金の拠出があることを条件」としていること考慮すれば、「12会計年国防認可法」でグアム移転関連費が全額削除された時点で、日本の費用負担額も根

本的に見直されてしかるべきであった。

そもそも、グアム協定に基づく日本の費用負担は「第3海兵機動展開部隊の要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部」(第1条)という極めて限定的な目的で約束されたものである。その前提が大きく変更された今、日本がまずなすべきなのは、第1条のみならず、同協定全体の改訂もしくは破棄のための交渉の提起である。

日本「政治」が機能停止している中で、「沖縄の負担軽減」を建前とした財政支出は見直されず、防衛分担が拡大されてゆくことは看過できない。米議会の対応によって、今後状況が流動化する可能性がある。しかし、決定的に重要なのは、日本における国民的議論の高まりである。

(塚田晋一郎、田巻一彦)㊦

注

- 1 日本の外相及び防衛相、米国の国務及び国防両長官による協議。
- 2 www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2plus2.htmlに「概要」、「仮訳」、「英語版」。
- 3 「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」。09年5月13日、国会承認。5月19日、日米で公文交換、公布及び告示、発効。本誌323-4号に抜粋訳。
- 4 www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-112srpt26/pdf/CRPT-112srpt26.pdf。本誌第379号(11年7月1日)。
- 5 <http://csis.org>

【資料】米上院3議員からパネッタ国防長官への書簡

2012年4月24日

米上院議員 カール・レビン、
ジョン・マケイン、ジム・ウェッブ

親愛なるパネッタ長官

我々は、野田首相の訪米を前に、日米両政府が沖縄およびグアムにおける基地問題に関する合意を、早ければ4月25日に発表すべく準備している旨非公式な情報提供を受けました。一方で、我々は、この複雑で悩ましい問題の解決を強く奨励してきました。新たな基地建設を不要とする提案が、監督および予算権限を持つ議会の支持を最終的に得るまで、熟慮されなければならぬことを強調します。

ご存じのとおり、我々はこの問題にとりわけ関心を持ち、2012会計年国防認可法にも、アジアにおける米軍の計画に関連する指示条項を盛り込みました。一つ目の指示条項である346節では、アジア太平洋地域における米軍の戦略態勢の独立した研究を行い、国防総省による再検討を加え、我々の検討のために両院の国防関係委員会に研究評価を提出することを求めまし

た。我々は、独立した評価は2012年6月28日までには提出されないであろうと認識しています。もう一つの条項、2207節は、諸条件が整うまで、グアムにおける特定の活動に資する財政支出を禁じました。これらの条件は未だ整っていません。

我々に提示された発表予定の日米合意に対して、我々はそので十分な言及がなされていない問題に関して多くの疑問を抱いています。我々は、この地域におけるより広範な作戦の戦略概念や、海兵隊の作戦概念、マスタープラン、グアムおよび沖縄における基地移設の代替案、またアジア太平洋地域における米軍の駐留態勢に対して、今回の合意案がどのような関係にあるのか、さらなる情報を求めます。我々はまた、この新しい合意に関連する基地建設計画や、必要な兵站能力に関する分析、環境調査を反映した、確固たる経費見積りが不在であることを、依然として憂慮しています。ウェッブ上院議員の最近の沖縄訪問(過去2年間で3度目)は、決して行政府による今後の対応を代行するものではありません。

我々は、この問題が日米関係および、日本と沖縄における国内政治にもた

らしてきた動揺を心に留めています。我々は、アジア太平洋地域における強固な米国のプレゼンスに全面的に賛同し、米日同盟はこの地域における関与の礎であると引き続きみなしています。現時点における米軍態勢に関する決定は、政府による外交防衛政策における正しい優先順位付けと今後数十年にわたるアジア太平洋地域における米国の関与を規定することに役立つものとなるでしょう。これらの重要な決定を正しく行うこと、また、その決定が正しい戦略計画と財政的に持続可能な計画に沿ったものであることが、非常に重要です。

我々は、米国と日本の双方の利益に資するために、この問題の解決に取り組む政府と協働しつづけます。しかし、これまで述べた理由により、我々は、合意の範囲を原則的に逸脱したこの重大問題に関する現時点におけるいかなる発表も時期尚早であり、我々の重要な同盟をさらに困難なものにするという、意に反する結果を招きかねないと考えます。

(訳:ピースデポ)

原文: www.levin.senate.gov/newsroom/press/release/senators-levin-mccain-and-webb-express-concern-to-secretary-panetta-regarding-asia-pacific-basing

核兵器使用による非人道的結果 /中小国/ユース

NPT再検討会議準備委員会に参加して

みやの ふみやす
宮野 史康

私は今回、ピースデポの会員・購読者の皆様からのカンパをいただきまして、オーストリア・ウィーンにて、4月30日から5月11日まで開催されたNPT再検討会議準備委員会に参加させていただきました。皆様からの温かいご支援のおかげで、貴重な体験ができましたことを心より御礼申し上げます。

ピースデポとの出会いは2008年の夏にさかのぼります。当時大学の先輩であった塚田さんのご紹介で、ピースデポの広島・長崎の原爆記念日の行動に同行しました。私は大学院の修士課程に所属し、国際政治学、とくに「核軍縮における非国家主体の活動」を研究しています。現在は、オーストラリアのクイーンズランド大学において1年間の留学中です。日豪主導で立ち上げられた軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)に代表されるように、オーストラリアは核軍縮へ大きな関心のある国であり、研究を進める上で非常によい環境にあります。

今回の準備委員会では、本会議の傍聴に加え、ピースデポら日韓NGO共催ワークショップなどのNGOサイドイベントへの参加、そしてNGO関係者やユースとの交流を行いました。とくに、自らの研究テーマである非国家主体の活動を観察しようと、NGOがどのような戦略を持ち、政府関係者とのコンタクトを取るのかといった部分に注目していました。

まずNGOの戦略に関してですが、準備委員会の開催直前の週末に開催されたICAN(International Campaign to Abolish Nuclear Weapons)のミーティングにおけるレベッカ・ジョンソンさん(アクロニム研究所)のプレゼンテーションは、その後の委員会における議論を振り返ってみると非常に効果的であったように思えます。彼女は、今NGOが進むべき道は、「核兵器の使用における壊滅的な非人道的結果」の強調と「中小国」との連携であると述べ、NGO間における意識の共有を図りました。この二つのキーワードの背景には、近年の対地雷禁止条約、そしてクラスター爆弾禁止条約成立プロセスにおける非国家主体の活躍があります。どちらの場合もNGOらがそれまで国家の安全保障の論理から正当化されていた兵器を、「非人道的な兵器であり禁止されるべきである」と再定義し、意志を共有した(like-minded)中小国との連携により条約の成立へといたっています。

したがってレベッカさんの提示した戦略はこの二つの成功例を踏まえた上での、有効な戦略であるように思えます。このNGO間において共有された意識は、その後の会議の議論のいたるところで生きていました。NGO



左が筆者。BANg Europeコーディネーターのアイゼンハードさんとの打ち合わせ。

関係者は政府との接触が可能なあらゆる場面で、この「核兵器の使用による壊滅的な非人道的結果」を強調しました。たとえば、毎朝NGOルームで開かれていた政府代表団によるブリーフィングにアメリカが参加した時に、あるNGO関係者は「核兵器の使用による壊滅的な非人道的結果について、どのような認識を持っているか」と質問していました。このような行動が国家に問題の存在を認識させ、プレッシャーになるように思います。

次に、NGOによる政府関係者との接触に関してですが、たとえば会議中には、2013年に核兵器の非人道的な結果に関する会議を開催することを表明しているノルウェー政府とNGO関係者との非公式会談が持たれました。参加者の一人は「具体的な内容は公開できないが、非常に正直に話してくれるんだなという印象を持った」と述べています。このような会談からは、政府代表団にもNGOとの連携を取ろうとする意図があることが垣間見れます。

最後に、NPT会議におけるユース(若者)について触れたいと思います。会議には様々なユースグループが参加していました。中でも代表的なのは、BANg(Ban All Nukes generation)です。彼らは約40名の代表団を組織し、ブログでの情報発信、政府代表団との会談、アクション、軍縮教育の4点を軸に活動していました。私は、日本・韓国から参加したピースデポメンバーとともにBANg Europeのコーディネーターのニーナ・アイゼンハードさんとお話をする機会を持ちました(写真)。かねてから期待のあった、アジアにおけるBANgを始めたいと考えていたためです。ニーナさんからは組織の活動内容や運営等の話を聞き、最後に「BANg EuropeとしてはアジアへとBANgのネットワークが広まることは大歓迎である」とのうれしい言葉をもらいました。

NPT会議終了後、日韓の立ち上げメンバー内においてインターネットでミーティングを重ね、先日6月2日の「核廃絶デー」にあわせて、明治学院大学にてキックオフイベント(中国新聞の記事になる予定です)を行い、BANg NEA(North East Asia)をスタートさせました。基本的な目標は、ユース間の国境を越えたネットワークを構築し、行動するためのプラットフォームを提供することです。自由なメンバーシップであり、ユースであれば誰でも参加できるので、ぜひ多くの方に参加していただきたく思っています。ネットワークであるため、具体的な活動の義務はなく、情報収集のためにちょっと参加したいという方も歓迎です。ホームページ等は準備中ですが、興味のある方はwearebangnea@gmail.comまでメールを頂ければ幸いです。まだ発展段階のグループですが、皆様からの暖かいご支援を頂けましたら幸いです。

想いを継ぐ 核なき世界が 実現する日まで



岩佐 幹三さん
日本被団協代表委員

5月11日まで、ウィーンで開催されたNPT(核不拡散条約)再検討会議準備委員会に、日本被団協を代表する一員として参加しました。私は5月2日のNGOセッションで各国政府代表を前に発言し、「ふたたび被爆者をつくらぬために、皆さんで力を出し合って、人類のあたらしい夜明けを勝ち取りましょう」と訴えました。

今回、スイスなど16か国が「核軍縮の人的側面に関する共同声明」を提案しました。私も発言の最初の草案で、核兵器廃絶を人道的な原則としてすべての国が確認し、ルール作りに努力してほしいと書いていたので、まさに「我が意を得たり」という感じでした。しかし、この声明が起草される際、「日本を入れると内容が薄められる」として、日本政府には声がかからなかったそうです。「日本政府は積極的に取り組む意欲がない」と国際的に見られています。日本政府は、被爆国として率先して国際規範作りに携わるべきでしょう。

核の脅威を世界中の人々が肌身で感じていた冷戦は解消されましたが、国際社会では「冷戦後遺症」が続いています。北東アジアでも依然として核抑止政策が続いており、北東アジア非核兵器地帯構想はとても重要です。また、キッシンジャーら米元高官4氏が「核のない世界」を提唱し、オバマ大統領はそれを別途確約しました。しかし、やはり世界中の世論を盛り上げ、国連を動かして、「核保有国は交渉の席に着け」と求めない限りは、核廃絶への展望を開くことはできません。オバマ大統領は「Yes, we can」と言いました。「私がやる」とは言っていません。みんなでやらなければできないのです。被爆者もまだ、がんばらねばと感じています。

被爆から67年、今では戦争も原爆被害も知らない世代の人が国民の大多数になりました。戦争体験、被爆体験に対する関心は、風化し続けています。しかし世界中に核兵器は今なお2万発も存在し、世界各地で武力紛争が続く現状では、核兵器使用の危機感は拭いられません。被爆者の「ふたたび被爆者をつくるな」と核兵器の廃絶を訴える叫びは、国際的な世論を動かし、平和の維持に貢献してきたと思います。

でも被爆者の生きてきた道は、苦難に満ちたものです。被爆後日本政府は、原爆被害の実態を隠し、被爆者救援を拒否した米軍占領軍に同調して、12年間被爆者対策を放置してきました。1956年原水爆禁止世界大会が盛り上がる中で、被爆者は日本被団協を結成して、核兵器廃絶と原爆被害に対する国家補償を求める運動を進めてきました。国民的な支援をえて制定させた被爆後はじめての施策「医療法」から94年の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」まで、被爆者施策は大きく前進しました。しかしまだ被爆者を納得させるものにはなっていません。原爆被害を招いた国の戦争責任を認めず、原爆被害を過小評価して、被爆者の苦悩に答えていないからです。原爆被害は、あの日だけではなくありません。被爆者は、いのちや健康だけでなく、結婚や就職、出産や子育てなど、こころやくらしと全人間的なたたかいを続けてきました。自分の病は被爆によるものだと国に認めさせたいと多くの被爆者が、原爆症認定集団申請・訴訟に立ち上がりました。その結果29の裁判所で被爆者は圧倒的に勝訴しました。認定者数は数%増えましたが、その何倍も越える被爆者は切り捨てられています。国=厚生労働省が依然として原爆被害=核被害の過小評価政策を取り続けているからです。それは、昨年の福島原発事故にあたって同じように被害の実態を徹底的に解明しようともせず、適切な対応を講じることもないところに現れています。国の償いの基本精神は、「ふたたびヒバクシャをつくらぬ」と国が国民に約束することです。

昨年末、「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」を立ち上げました(発起人は安齋育郎、岩佐幹三、大江健三郎、肥田舜太郎の4氏)。現在、「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産平和資料センター」の設立を準備しています。原爆被害は、被爆者が体験したことなどの証言を通して、皆さんに伝わって、「そんな被害には私たちは遭いたくない、だから核兵器をなくす動きと一緒に取り組もう」と受け止められて、初めて力になります。資料センターは、被爆者運動に関する資料や、全国の被爆者の証言集などの情報を集めて、ひろく発信するシンクタンクのようなものを目指しています。ゼロからの出発で人手もお金もない状況ですが、多くの方々から期待と激励の声が寄せられ、会員や賛助団体も次々と増えています。昨年12月に設立総会を行い、来る7月15日には、NPO法人としての設立記念集會を、東京の有楽町朝日ホールで開催します(本号裏面に案内)。ぜひ多くの方にお越しいただけましたら幸いです。

(談。まとめ、写真:塚田晋一郎)

いわさ・みきそう

1929年福岡県生まれ。45年8月6日、広島市の爆心地から1.2kmの自宅で被爆。金沢大学法学部長、日本政治学会理事などを歴任。現在、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)代表委員。NPO法人「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」代表理事。

日誌

2012.5.6~6.5

作成：有銘佑理、林田光弘、塚田晋一郎

CSIS=(米)戦略国際問題研究所/DOD=米国防総省/IAEA=国際原子力機関/ISIS=(米)科学国際安全保障研究所/NAM=非同盟運動(諸国)/NATO=北大西洋条約機構/NPT=核不拡散条約/SIPRI=ストックホルム国際平和研究所/2+2=日米安全保障協議委員会

- 5月7日 ロシア、プーチン首相が大統領に就任(今回から任期6年)。メドベージェフ大統領は首相に就任。
- 5月9日 北朝鮮の朴外相、カイロでのNAM首脳会議で、衛星打ち上げは国際法に基づく権利行使であると述べ、安保理を批判。
- 5月11日 NPT再検討会議準備委員会、ウィーンで閉幕(4月30日～)。(本号参照)
- 5月10日 パキスタン、短距離弾道ミサイル「ハトフ3」の発射実験に成功と発表。
- 5月10日 米下院軍事委員会、13会計年国防認可法案に、西太平洋地域への戦術核再配備を勧告する条項(1064節)を盛り込む。
- 5月13日 韓国軍当局、米戦術核再配備は、92年南北非核化共同宣言の破棄を意味し、北朝鮮に否定的な影響を与えるとの見解。
- 5月14、15日 IAEAとイラン、同国の核開発に関する協議を再開。
- 5月16日 ミフィルム業者のコダックが、1.5キロの93.4%濃縮ウランを保有していたことが判明。07年に米政府に引き渡し済み。
- 5月18日 DOD、中国軍事・安全保障年次報告書を議会に提出、公表。中国海軍が2年以内に新型原潜の核攻撃能力を保有すると分析。
- 5月18、19日 G8首脳会議、ワシントン郊外のキャンプデービッドで開催。
- 5月20、21日 NATO首脳会議、シカゴで開催。「防衛・抑止態勢見直し」策定。(本号参照)
- 5月21、22日 天野IAEA事務局長、テヘランでイラン政府高官と会談。核疑惑解明に向けた検証枠組みをイランと概ね合意。
- 5月22日 北朝鮮外務省、衛星打ち上げは平和目的で、核実験の予定はないと述べる。
- 5月23日 米メーン州ポーツマスで整備中の原潜マイアミから出火。7人が負傷。核兵器は非搭載、原子炉は停止中との発表。
- 5月28日 田中防衛相、北朝鮮「弾道ミサイル

NPO法人「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」設立記念集会 「核時代を生きる ～今こそヒバクシャの声を世界に・未来に～」

日時：2012年7月15日(日) 13時～(開場12時)

会場：有楽町朝日ホール JR有楽町駅/東京メトロ銀座駅、

参加費：500円(高校生以下無料) 東京メトロ有楽町駅(いずれも徒歩1~2分)

主催：NPO法人ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

<お問い合わせ>TEL/FAX 03-5216-7757 Eメール hironaga8689@gmail.com

本誌9ページ
に関連記事

ル発射)の検証報告書案を了承。今後、発射予告の際はイージス艦の黄海配備検討を明記。

●5月29日 パキスタン、短距離弾道ミサイル「ハトフ9」の発射実験に成功と発表。

●5月30日 ISIS、イランのバルチン軍事施設での核開発の証拠隠滅を唆する報告書。

●5月31日 パキスタン、巡航ミサイル「ハトフ8」の発射実験に成功と発表。

●6月4日 SIPRI、2012年版年鑑を発表。世界の核兵器数を約1万9千発とする。

●6月5日 パキスタン、巡航ミサイル「ハトフ7」の発射実験に成功と発表。

沖繩

●5月9日 本土復帰40年に関する琉球新報・毎日新聞合同世論調査。県内9割が普天間辺野古移設、オスプレイ配備をともに反対。米軍基地集中を「不平等と思う」は7割。

●5月8日 CSISのグリーン上級顧問ら、県庁などで副知事、名護市長、三連協首長、宜野湾市長と面談。DOD独立調査報告書作成のため。首長ら、嘉手納統合案は不可能と伝える。

●5月10日 第3次嘉手納爆音訴訟第3回弁論。国、移転補償施策を利用しない騒音地域の住民は影響を「甘受すべき」と書面で主張。

●5月11日 米政府がオスプレイを7月に那覇軍港へ搬入後、普天間へ配備する計画を日本政府に打診していることが判明。

●5月11日 カービーDOD報道官、オスプレイ配備は12会計年度末(9月末)を想定と述べる。

●5月13日 「復帰40年 5・15平和とくらしを守る県民大会」に約3千人が参加。

●5月14日 マケイン米上院議員、日米2+2発表で海兵隊グアム移転計画への疑念が増したとし、独立調査報告書が出るまで13会計年関連予算を議会決定しないと述べる。

●5月14日付 沖縄返還交渉の米側担当者だったハルペリン氏、普天間辺野古移設は「間違いであり実現しない」とし、日米政府は民主主義を重視すべきと述べる。琉球新報。

●5月15日 政府・県主催の沖縄復帰40周年記念式典開催。野田首相は式典挨拶で沖縄の

基地負担軽減、普天間「固定化」回避に言及。

●5月17日 在沖米海兵隊、オスプレイ配備に伴い県内で実施した環境審査・騒音調査が完了と報告。公表については回答せず。

●5月18日 米下院本会議、13会計年国防認可法案を可決。海兵隊グアム移転費の政府要求2600万ドルを全額承認。

●5月19日付 防衛省、普天間代替施設アセスの補正評価書を年末までに作成、年明けに公水面埋立許可を知事に申請する考え。

●5月21日 佐喜眞宜野湾市長、田中防衛相に普天間に特化した支援制度の創設を要請。

●5月21日付 ロックリア米太平洋軍司令官、普天間移設について、日本政府は主導的な立場にあると述べ、日本側の対応を促す。

●5月22日 米グアム準州のカルボ知事、県庁で仲井真知事と会談。海兵隊移転を歓迎しつつ、インフラ整備資金が問題だと述べる。

●5月23日 神風防衛政務官、DODでミラー国防次官代行と会談。ミラー氏、オスプレイのモロッコ墜落事故調査結果がまとまり次第、日本側に伝達する考え。

●5月24日 那覇港管理組合議会、オスプレイ普天間配備と那覇軍港使用への抗議決議、意見書を全案一致で可決。日米政府に送付。

●5月25日 真部沖縄防衛局長、米側へオスプレイ配備見直しを求めない方針を示す。

●5月24日 米上院軍事委員会、13会計年国防認可法案を可決。グアム移転費は全額削除。

●5月25日 ウェップ米上院議員、13会計年国防認可法案に、普天間移設先として嘉手納基地に加え、那覇空港も検討するよう米政府に要求する条項を盛り込んだとの声明。

今号の略語

- DDPR=防衛・抑止態勢見直し
- NATO=北大西洋条約機構
- NPR=核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- NSA=消極的安全保証
- ODA=政府開発援助
- QDR=4年毎の国防見直し
- SM3=スタンダード・ミサイル3
- UNDC=国連軍縮委員会

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移りました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、塚田夢生、津留佐和子、中村和子、林田光弘、宮野史康、吉田遼、梅林宏道